

質問の件名及び質問の要旨（質問時間）	答弁を求める者
<p>1 学校図書館の現状と課題（40分）</p> <p>学校図書館は、児童・生徒にとって居心地のいい場所であるだけでなく、読書の楽しみや本のおもしろさを伝える役割があります。</p> <p>「鶴ヶ島市子ども読書活動推進計画」を策定するにあたっての現状には、校内読書週間、地域の方の「おはなしボランティア講座」等の活動が報告されています。</p> <p>第2次計画における目標値の検証では、1か月に1冊も本を読まなかった子どもの割合は減ってきているものの、読書冊数については、全国平均とは大きな開きがあることに触れています。</p> <p>子どもたちへのアンケートの分析から、学年が上がるほど読書から遠ざかっていることがわかります。知りたいことやわからないことを調べる方法は小学校5年生と中学2年生では「インターネットで調べる」が最も多く、学校図書館が利用されていないのではないかと感じました。</p> <p>第3次計画の目標には「総合的な学習の時間等を利用し、学校図書館の利用の仕方や調べ学習での資料の探し方などを指導し、学校図書館の活用を図ります。」とあります。</p> <p>国際化や情報化が進む社会状況に対応するため、子どもたちが自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断して問題を解決する資質や能力を育てることが総合的な学習の時間の狙いであると思います。</p> <p>市立図書館は指定管理ですが、学校図書館の司書は市の一般職非常勤職員が各校に1名配置されていると聞いています。</p> <p>学校と学校図書館、そして市立図書館との連携はとれているのでしょうか。学校図書館の現状と課題について伺います。</p> <p>(1) 学校図書館の現状について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 司書教諭と学校司書の配置状況について</li> <li>イ 蔵書の整備と開館状況について</li> </ul> <p>(2) 学校図書館に求められる機能について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 読書の楽しさを伝える効果的な指導・活動の手法について</li> <li>イ 調べ学習等、授業における活用について</li> <li>ウ 教員サポート機能について</li> <li>エ 子どもの居場所づくりや地域住民への開放について</li> </ul> <p>(3) 学校と学校図書館、市立図書館との連携について</p> <p>(4) 新学習指導要領と学校図書館について</p>	<p>市長 教育委員会教育 長</p>

質問の件名及び質問の要旨（質問時間）	答弁を求める者
<p>2 外国人の子どもたちの就学状況について（20分）</p> <p>令和元年9月27日文科省総合教育政策局、男女共同参画共生社会学習・安全課から「外国人の子供の就学状況等調査結果（速報）」が報告されました。</p> <p>調査は2019年5月時点で把握している状況について、市区町村教育委員会に報告を求め、その結果、12万4049人の調査対象のうち1万9654人について不就学の可能性があるとして文科省は判断しました。</p> <p>今年4月から「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が施行されました。「特定技能2号外国人の配偶者及び子に対し在留資格を付与することを可能とする規定」も整備され、今後、国内で生活する外国籍のご家族、子どもたちは増えていくことが予想できます。</p> <p>平成29年第3回定例会で、防災とコミュニティの視点から多文化共生の地域づくりについて質問しました。日本語を母国語としない児童・生徒への日本語指導は、その後、配慮されたと聞いております。</p> <p>鶴ヶ島市には、10月31日現在、1358人の外国人の方が住んでいます。18歳までの人口は133人です。</p> <p>SDGsの目標4「質の高い教育をみんなに」は、誰も区別なく教育を提供することです。子育て支援、入園、入学、進学までの切れ目のないサポートは鶴ヶ島市に住むすべての子どもたちに必要です。</p> <p>子どもたちの学ぶ権利を第一に考えて、外国人の子どもたちの就学状況の把握・就学促進の取組について伺います。</p> <p>(1) 就学状況の把握について</p> <p>ア 住民登録手続きの際の就学案内の実施状況は。</p> <p>イ 就学ガイドブック等、就学の案内に関する資料の整備は。</p> <p>ウ 学齢相当の外国人の子どもに係る、学齢簿に準じるものの作成は。</p> <p>(2) 就学状況が不明、又は、不就学の外国人の子どもに対する就学促進のための取組状況は。</p> <p>(3) 日本語指導が必要な、外国人児童・生徒等の指導体制の整備について</p> <p>(4) 市の規則等における「外国人の子どもの教育」に関する規定の整備について</p>	<p>市長 教育委員会教育長</p>